

相続人特定と所有者不明農地に関する研修 IIのご案内

農地制度の改正により本年4月から農地の権利設定については、農地法第3条又は農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画によることとされました。

改正前の農業経営基盤強化促進法による利用権設定の更新の際は、農用地利用集積等促進計画によることとなります。

権利の更新をする際に、土地所有者が亡くなられている場合の相続人の探索や相続放棄、共有者の同意が得られない場合等、様々が問題が発生することが想定されます。

そんな時の対応や事務処理について説明します。

また、当時の利用権設定が適正にされていない場合の今後の対応方針や方策案などをお示ししたいと考えています。

日時：令和7年8月21日（木）10：30～15：30

場所：まちづくり市民交流プラザ 南館3階 会議室C

（広島市中区袋町6番36号）

説明者：特定非営利活動法人 がんばる農家のパートナー理事

資料代：4,180円（現金又は後日振込）

申込期限：令和7年8月15日（金）

申込方法：当法人ホームページから申込をお願いします。

<https://ganbaru-partner.com/>

特定非営利活動法人 がんばる農家のパートナー
広島市西区三篠町1丁目2-24-103

問い合わせ先：info@ganbaru-partner.com

又は090-3633-2798（担当：橋本）